まちづくりのめざす姿の法令等にある位置づけの確認　　資料4

基本理念

自治基本条例第3条第1項第1号

「住民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。」

住民自治について

自治基本条例第21条第1項

「共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。」

自治基本条例第21条第2項

「自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に参加する個人も含まれるものとする。」

住民自治協議会とは

自治基本条例第24条第1項

「共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織」

まちづくり計画について

自治基本条例第28条第1項

「自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努める」

地域福祉ネットワーク会議とは

第4次地域福祉計画_第5章：6つの充実_1_01（P70）

「住民主体による地域課題解決に向けた協議の場」

◎ それぞれの地域でまちづくりのために必要なもの

地域課題を話し合い解決できる場（協議体）

課題に取り組む、事業の実施（事業体）

自治の基本原則

自治基本条例第4条

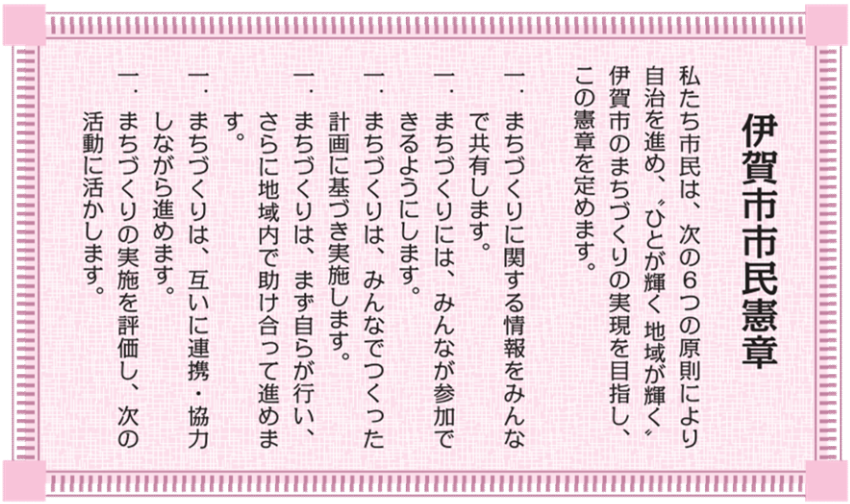
伊賀市市民憲章

私たち市民は、次の6つの原則により自治を進め、"ひとが輝く 地域が輝く" 伊賀市のまちづくりの実現を目指し、この憲章を定めます。

一．まちづくりに関する情報をみんなで共有します。
一．まちづくりには、みんなが参加できるようにします。
一．まちづくりは、みんなでつくった計画に基づき実施します。
一．まちづくりは、まず自らが行い、さらに地域内で助け合って進めます。
一．まちづくりは、互いに連携・協力しながら進めます。
一．まちづくりの実施を評価し、次の活動に活かします。

情報共有の原則

自治基本条例第6条

「まちづくりに関する必要な情報を共有するものとする。」

第6条の解説　…　「市から市民への一方的な情報提供だけでなく市民からの情報提供や市民同士の情報共有が必要となります。」とされています。